

正 誤

令和五年十二月二十日（号外第二百六十七号）公布人事院規則一―三四―一一（人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を改正する人事院規則）
 （原稿誤り）
 五七ページ終りから七行目「取消し文書」は「取消しの文書」の誤り。
 六五ページ終りから一九行目から三行目までは、次のとおりの誤り。

<p>第二十二條、第二十三條第二項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第二十九條第二項の報告の文書）又は第二十九條第二項の報告の文書</p>	<p>調査の端緒に係る報告の文書 任命権者による調査の経過の報告の文書 任命権者による調査の結果の報告の文書 懲戒処分勧告に係る措置の報告の文書</p>	<p>懲戒処分が行われる日（懲戒処分が行われない場合にあっては、倫理法第二十三條第三項（第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の報告又は第三十一條の通知の日）に係る特定日以後三年</p>
<p>第二十三條第一項、第二十五條、第二十八條第二項又は第三十一條の通知の文書</p>	<p>任命権者による調査を行う旨の任命権者への通知の文書 共同調査を行う旨の任命権者への通知の文書 審査会による調査の開始を決定した場合の任命権者への通知の文書 審査会による調査を終了した場合の任命権者への通知の文書 審査会が懲戒処分を行った場合の任命権者への通知の文書</p>	

六八ページ二行目「自己啓発等休業承認請求書」は「配偶者同行休業請求書」の誤り。